

特別管理産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

令和5年5月26日

（宛先）

埼玉県東部環境管理事務所長殿

報告者 凸版印刷株式会社 総合研究所

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南4-2-3

総合研究所所長 原口崇

（電話番号 0480-34-1011）

令和5年度の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、
埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	凸版印刷株式会社 総合研究所
事業場の所在地	埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南4-2-3
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
変更の概要	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	印刷・出版・同関連産業
② 事業の規模	製造出荷額 なし
③ 従業員数	522人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙のとおり)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(別紙のとおり)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(別紙のとおり)

① 現状	【前年度(年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(別紙のとおり)

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った特 別管理産業廃棄物の量			t	t
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
② 計画		特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行う特 別管理産業廃棄物の量			t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行った特 別管理産業廃棄物の量			t	t
自ら中間処理により減量し た特別管理産業廃棄物の量			t	t
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
② 計画		特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行う特別 管理産業廃棄物の量			t	t
自ら中間処理による減量す る特別管理産業廃棄物の量			t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(別紙のとおり)

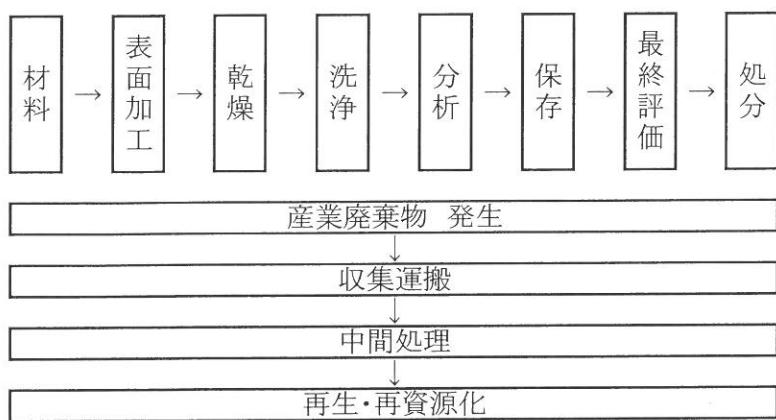
【前年度（ 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類			
全処理委託量	t		t
優良認定処理業者への処理委託量	t		t
再生利用業者への処理委託量	t		t
認定熱回収業者への処理委託量	t		t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
(これまでに実施した取組)			

		【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
② 計画	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

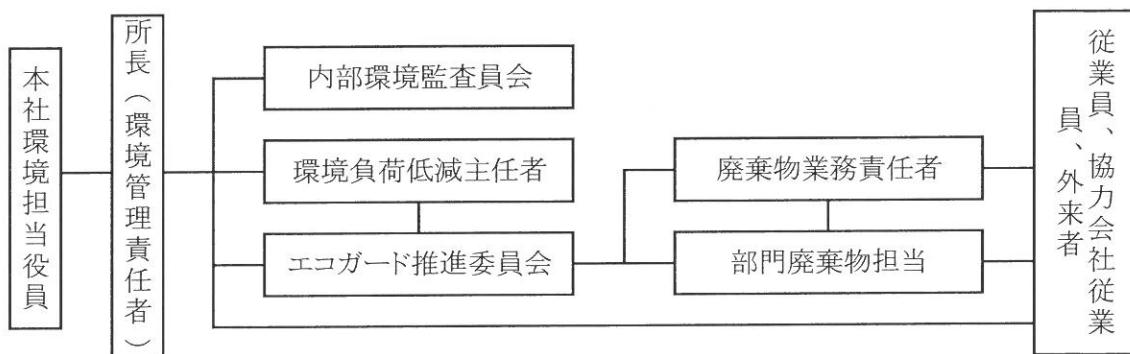
備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量及び、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「—」を記載すること。
- 6 ※欄印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程)



(管理体制)



(特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項)

特別管理産業廃棄物の種類	前年度実績 令和4年度 排出量(t)	目標 令和5年度 排出量(t)
引火性廃油	8.15	8.00
廃油(有害)	0.18	0.16
廃強酸	14.92	14.50
廃強アルカリ	0.95	0.90
感染性廃棄物	0.06	0.05

現状(これまでに実施した取組)

環境方針の設定。
従業員、協力会社従業員、新入社員への教育、啓蒙。
部門廃棄物担当、内部監査員による運用状況の確認。
在庫管理を徹底。必要な材料のみ購入するように指導。
分別し有価物化する。

計画(今後実施する予定の取組)

現状の取組を継続、強化。
外部環境情報の入手と社内情報の水平展開。

(特別管理産業廃棄物の分別に関する事項)

現状(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

引火性廃油、強酸、強酸(有害)、強アルカリ、強アルカリ(有害)、廃油(有害)、汚泥(有害)、
感染性廃棄物。
原液と、洗浄水を分別回収し、特別管理産業廃棄物の減量に努めている。

計画(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

現状の取り組みを継続。

(特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項)

現状 前年度 令和4年度 実績

特別管理産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)				
		優良認定処理業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)
引火性廃油	8.15	8.15	8.15		
廃油(有害)	0.18	0.18	0.00		
廃強酸	14.92	0.00	14.92		
廃強アルカリ	0.95	0.00	0.95		
感染性廃棄物	0.06	0.06	0.00		

これまでに実施した取組

環境方針の設定。
従業員、協力会社従業員、新入社員への教育、啓蒙。
外部環境情報の入手。

計画 今年度 令和5年度 目標

特別管理産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)				
		優良認定処理業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)
引火性廃油	8.00	8.00	8.00		
廃油(有害)	0.16	0.16	0.00		
廃強酸	14.50	0.00	14.50		
廃強アルカリ	0.90	0.00	0.90		
感染性廃棄物	0.05	0.05	0.00		

今後実施する予定の取組

環境方針の設定。
従業員、協力会社従業員、新入社員への教育、啓蒙。
外部環境情報の入手と社内情報の水平展開。

以上